

## 産業統計部会の審議状況について（報告）

## 第4回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成20年2月27日（水）10：00～12：10

2 場 所 総務省統計局6階特別会議室

3 出席者 舟岡部会長、美添委員、出口委員、岡室専門委員、川本専門委員、高田専門委員、橋本専門委員、三輪専門委員  
審議協力者（内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、埼玉県、日本銀行）  
調査実施者（山根サービス統計室長ほか3名）  
事務局（犬伏統計審査官ほか2名）

4 議 題 特定サービス産業実態調査の改正について

### 5 審議の概要

始めに、調査実施者から、「特定サービス産業実態調査」（以下「本調査」という。）の目的・役割等の変遷、今回の改正計画の内容に加え、平成18年及び平成19年の統計審議会答申における今後の課題への対応状況、統計委員会への諮問時における委員意見に対する回答について説明があり、その説明に対する委員・専門委員からの質疑が行われた後、本調査の役割・位置付け等について審議を行った。

委員・専門委員からの主な意見としては、以下のとおり。

#### 《本調査の役割・位置付け等について》

- ① 本調査の目的として「産業構造」を把握するとの説明があったが、現状の課題をどのように認識しているのか、よく分からぬ。特に、産業構造の把握で含意している明らかにしたい内容は何なのか。調査目的に係る説明が形式的かつ抽象的であり、調査の必要性が不明瞭。このままでは、昨年以前の調査に立ち戻ってしまいかねず、本調査はなくなるのではないかという危惧を感じる。
- ② 開始当初はサービス産業分野のうち統計が未整備な分野について調査する趣旨で良かったとしても、経済センサスによってすべての産業の実態を横断的に把握することが可能となる状況において、経済センサスでは捉えられない事項を把握するという部分がなければ、本調査の存在意義はないのではないか。本調査で捉えるべき産業構造とは何かを明確にすべき。
- ③ サービス産業分野においては、従来、5年ごとに広く概括的に把握する「サービス業基本調査」が存在した一方、本調査は、経済産業省所管の業種の特性を捕捉することに存在意義があったが、その点は変わっていないとの認識で良いか。
- ④ 経済産業省の所管業種を対象に、緊急の行政課題への対応を図る必要性から、今回の業種拡大を行う計画案が提示されていると理解している。経済産業省所管の行政施策のためが大前提であり、所管外の業種について、民間事業者の活用など現行の調査手法を変更してまで業種拡大を行うことは不適切。必要かつ重要な業種について、しっかりした調査を行うことが、本来のあるべき姿である。

- ⑤ 経済産業省所管の業種に限定してしまうと、インターネット付随サービス業など、所管が複数の省に跨る業種の場合、不十分な結果と成りかねず、問題があるのではないか。
- ⑥ 平成23年経済センサスで母集団情報が整備されることから、経済センサスの実施の前と後では本調査の位置付けが変わりうることもあり、本調査の在り方については分けて考えることが必要。また、経済センサスの実施前においては、現在、統計委員会の場で、サービス産業全体に係る統計の在り方についての議論がなされており、その方向性が見えない流動的な現状においては、単年ごとに調査計画の適否について議論せざるを得ない。
- ⑦ 今後の統計整備の在り方へ寄与するよう、部会長報告という形で統計委員会の場で報告することを通して、現在検討中の基本計画への反映も大いに考えられることから、中長期的な視点からも、本調査の果たすべき役割について議論すべきと考える。
- ⑧ 特性について、何を見るかが重要。サービス産業の生産性を測るために手段が明確でないとしても、各業種について横並びで調査すれば良いわけではなく、何を把握することが必要なのかを明確にした上で、それに向けて、少しづつでも努力することが必要。所管業種について知見を有する経済産業省において、各業種について何を把握することが重要なか明確にすべき。従来の調査事項とほとんど変わってなくて、このような状況において、本調査の独自性を保つことが可能なのか疑問。
- ⑨ 本調査も含め、サービス産業に係る様々な統計が整備されている中、同一企業内で事業所間のサービスの取引を捉える手段が必ずしも明確でなく、十分に捉え切れていない。すぐに解答が出る問題ではないが、生産性の計測とも密接に関係するものと考える。
- ⑩ サービス産業に係る統計整備の遅れが従来から指摘されている中、不完全であっても早急に対象業種を拡充し、不足部分については少しづつ対応していくことが重要ではないか。サービス産業の生産性の低さは国の政策における重点課題であり、各省庁が連携し、国として、これに応えるための統計整備を図るべき。
- ⑪ 行政施策への活用という観点から、現在、各業種において、経済産業省として、どのような政策課題があるのかを明確にすべき。

#### 《標本調査化等について》

- ① 本調査を毎年実施する必要性は何か、毎年調査しなければならないほど変化が激しいのか、また、都道府県別に調査し、結果表章することがなぜ必要なのかを明確にすべき。
- ② 標本調査化に係る検証結果を見ると、単純無作為抽出による試算となっており、層別に試算し直す必要があると考える。最近の経済産業省の調査においては、標本調査を嫌い、裾切り調査により大規模なところを全数調査する形が多く見られるが、その考え方によると、小規模なところは調査の必要はないのかという疑惑も生じることから、しっかりととした考え方を整理すべき。必ずしも都道府県別に調査する必要がなければ、地域（ブロック）別に調査する方が効率的。
- ③ 都道府県別、業種別、規模別の調査票の回収状況が分かる資料を次回の部会で

提示して欲しい。仮に、回収率が9割を切るような状況となつていれば、都道府県別表章を行う意味は疑問である。

- ④ これらの意見に対し、調査実施者から、地域別表章の範囲や小規模事業所に対する調査の在り方などについては十分な検証を行っていないことから、今後、標本調査化の可能性について引き続き検討したい旨の回答があつた。

#### 《調査対象事業所の的確な捕捉について》

- ① 対事業所サービスや情報通信業などでは、事業所・企業統計調査名簿と電話帳データベースによる母集団数に大きな乖離が見られる。電話帳データベースには主業以外のものも含まれていると思われるが、特にS O H Oなど零細事業者の捕捉については重要であり、事業所・企業統計調査名簿以外に、電話帳やW e b検索により名簿整備をしっかりと行うべき。

#### 《調査事項について》

- ① 業種の特性を把握する上で、外注部分に関する事項が少ない。産業構造を把握するためには、他調査のデータと総合的に集計・加工しなければいけないようなケースも生じると考えられるが、どのように考えているか。
- ② リース会計基準の改正により、所有権移転外ファイナンスリース取引において、従来のオフバランス処理からオンバランス処理に変更されることについては、どのように対応しているのか。

#### 《民間事業者の活用について》

- ① 新規追加業種への調査を行うに当たっては、調査段階において調査客体からの問い合わせ・照会等に対応するために民間事業者を活用し、コールセンターを設置するとしているが、教育研修を行っている立場からすると、「新規追加業種」という性格上、知識はもとより対応において、同センターの職員は調査内容及びその業態の内容について相当程度熟知していないと対応は困難と考えられる。不都合が生じないよう、十分に留意することが必要。

#### 《調査結果の補正について》

- ① 本調査においては、従来から、回収分に係る結果を単純に集計・表章しているが、この方法による場合、毎年、回収率の変動による影響を大きく受けることになるため、その補正方法についても併せて検討が必要。

## 6 今後の予定

次回は3月17日（月）に開催し、上記の意見を踏まえて部会長が整理した論点メモに基づき、個別の論点について審議を行うこととされた。